

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年12月19日 07時45分ごろ
発生場所	福岡県北九州市北九州空港北方沖 北九州空港飛行場灯台から真方位000° 1.5海里付近 (概位 北緯33° 52.2′ 東経131° 01.7′)
事故の概要	漁船明翼丸は、北東進中、また、プレジャーボート智靖Ⅱは、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年12月26日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 明翼丸、4.5トン FO3-31705（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 智靖Ⅱ、1.3トン 290-59697福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B スパンカーに折損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、北東進中、船長Aが、船首方を左方に横切るB船を認めたものの、B船が遠ざかって行くと思い、後部甲板上で操業の準備作業を行っていたところ、船首方至近に漂流中のB船を認め、急いで右舵を取ったものの、B船と衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、移動した後、主機を中立運転として漂流中、船長Bが、釣りを始める前、周囲に航行中のA船ほか1隻を視認したものの、遠方で危険はないと思い、右舷方を向いて釣りを行っていたところ、左舷方からの音に気付いてA船を至近に認め、危険を感じて主機を前進に操作したものの、僅かに前進したとき、A船と衝突した。
分析	A 船は、北東進中、船長Aが、船首方を左方に横切るB船を認めたものの、B船が遠ざかって行くと思い、後部甲板上で操業の準備作業を行いながら航行を続けたことから、前路で漂流を開始したB船に気付くのが遅れ、右舵を取ったものの、B船に衝突したものと考えられる。 B 船は、漂流中、船長Bが、釣りを始める前、周囲に航行中のA船

	<p>ほか1隻を視認したものの、遠方で危険はないと思い、釣りに意識を向けて漂泊を続けていたことから、A船を至近に認め、危険を感じて主機を前進に操作したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が北東進中、B船が漂泊中、船長Aが、船首方を左方に横切るB船を認めたものの、B船が遠ざかって行くと思い、後部甲板上で操業の準備作業を行いながら航行を続け、また、船長Bが、釣りを始める前、航行中のA船ほか1隻を視認したものの、遠方で危険はないと思い、釣りに意識を向けて漂泊を続けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、漂泊中にかかわらず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。